

第3章 服務

○日向東臼杵広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例

（平成26年2月26日条例第12号）

日向東臼杵南部広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例（平成13年日向東臼杵南部広域連合条例第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し、必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第2条 この条例の施行については、日向市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和41年日向市条例第38号）を準用する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○日向東臼杵広域連合職員服務規程

（平成13年4月1日訓令（甲）第1号）
（最近改正 平成26年3月19日訓令第1号）

（趣旨）

第1条 日向東臼杵広域連合における職員の服務については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（準用）

第2条 この訓令の施行については、日向市職員服務規程（昭和40年日向市訓令第6号）を準用する。この場合において、必要な技術的読み替えは、広域連合長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

○日向東臼杵広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

（平成26年2月26日条例第13号）

（最近改正 平成28年2月24日条例第3号）

日向東臼杵南部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成13年日向東臼杵南部広域連合条例第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第2条 この条例の施行については、日向市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成12年日向市条例第1号）を準用する。この場合において、同条例中「市長」とあるのは「広域連合長」と、「日向市」とあるのは「日向東臼杵広域連合」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月24日条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○日向東臼杵広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則

（平成13年4月1日規則第2号）

（最近改正 平成26年3月19日規則第1号）

（趣旨）

第1条 この規則は、日向東臼杵広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成26年日向東臼杵南部広域連合条例第13号）の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第2条 この規則の施行については、日向市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成12年日向市規則第28号）を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「広域連合長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

○日向東臼杵広域連合職員の育児休業等に関する条例

（平成26年2月26日条例第14号）

日向東臼杵南部広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成13年日向東臼杵南部広域連合条例第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第15条、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第2条 この条例の施行については、日向市職員の育児休業等に関する条例（平成4年日向市条例第2号）を準用する。この場合において、同条例中「市」とあるのは「広域連合」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○日向東臼杵広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則

（平成13年4月1日規則第3号）

（最近改正 平成26年3月19日規則第1号）

（趣旨）

第1条 この規則は、日向東臼杵広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成26年日向東臼杵南部広域連合条例第14号）の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第2条 この規則の施行については、日向市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年日向市規則第9号）を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「広域連合長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成26年4月1日から施行する。

○日向東臼杵広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

(平成26年2月26日条例第15号)

日向東臼杵南部広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成13年日向東臼杵南部広域連合条例第6号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 この条例の施行については、日向市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和41年日向市条例第39号)を準用する。この場合において、同条例中「市長」とあるのは、「広域連合長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。